

施設等利用給付認定 について

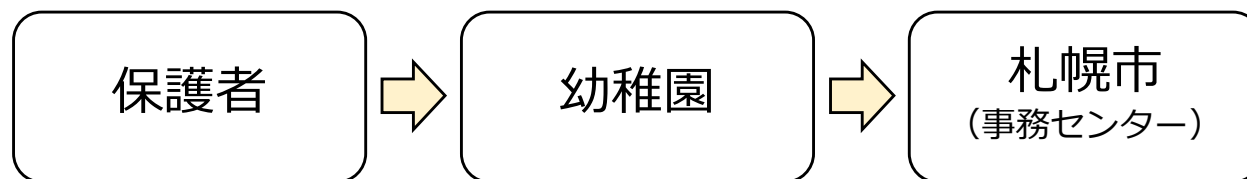
札幌市子ども未来局 支援制度担当部
保育推進課 保育企画係

施設等利用給付認定とは

施設等利用給付認定（しせつとうりようきゅうふにんてい）とは、令和元年10月から開始した**幼児教育・保育無償化制度**に対応するために、**新設された認定**のことをいいます。

認定を受けるためには、**保護者がお住まいの市町村（札幌市の場合はお住まいの区）に申請を行います**※。認定が決定した場合、市町村から保護者に「認定通知書」が発行されます。

※ 幼稚園在園児の場合は、幼稚園経由で申請



認定の種類

施設等利用給付認定の種類は、以下の3種類です。

	年齢	保育の必要性	収入要件
新1号認定	満3歳以上	不要	なし
新2号認定	クラス年齢3歳児以上	必要	
新3号認定	クラス年齢2歳児以下		住民税非課税世帯のみ

年齢の考え方

満3歳以上	クラス年齢〇歳児以上・以下
認定開始日時点で、3歳の誕生日の前日以降であればOK	認定開始日の属する年度の4月1日時点で〇歳以上・以下

幼稚園の無償化全体図

	年齢	収入	教育時間のみ	預かり保育も使う	
				教育時間	預かり保育
施設型給付	満3歳児	非課税	教育・保育 1号	教育・保育 1号	施設等利用 新3号
		課税			無償化対象外
	3～5歳児 クラス	問わない			施設等利用 新2号
私学助成	満3歳児	非課税	施設等利用 新1号	施設等利用 新3号	
		課税		施設等利用 新1号	無償化対象外
	3～5歳児 クラス	問わない		施設等利用 新2号	

保育の必要性とは

- **保護者が就労・疾病などで「日中、お子さまの保育ができない状態」であること。**

※ 世帯員が「父・母と子ども」の場合は、**父と母両方が保育ができない状態であることが必要**（どちらか一方のみでは×）

たとえば以下のような場合に「保育の必要性がある」と言います。

父・母ともに月64時間以上は
たらいている

父は月64時間以上はたらいている、**母**は求職活動をしている

ひとり親家庭であり、**母**は疾
病がある

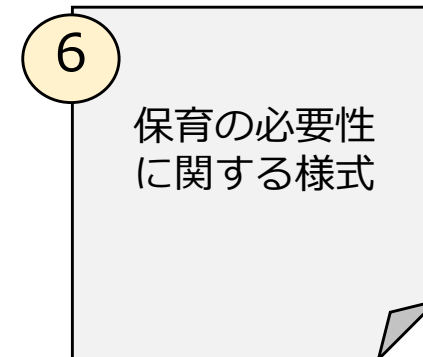
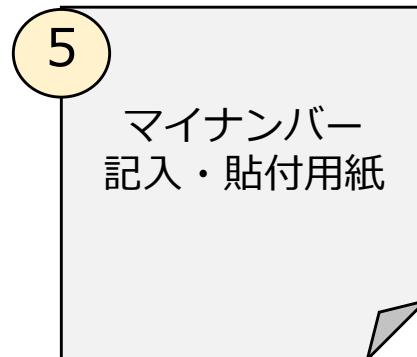
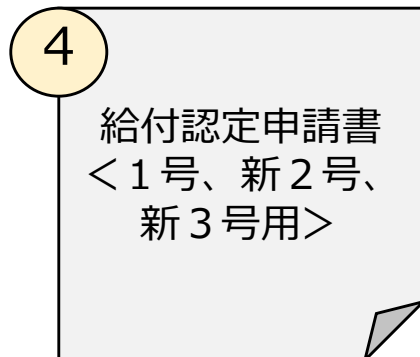
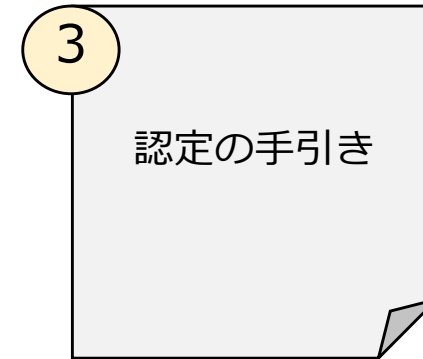
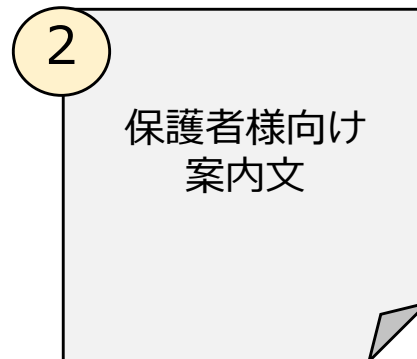
父は月64時間以上はたらいている、**母**は親族を介護している



認定申請の手続き（1）

毎年9月下旬頃、札幌市子ども未来局から各施設様に対して、認定申請に必要な書類を送付しています（下図、書類左上の番号は別紙資料の番号に対応）。

お送りする書類の例（令和5年9月に施設型給付幼稚園・認定こども園（幼稚園部）へ送付したもの）



認定申請の手続き（２）

大まかな流れは以下のとおりです。

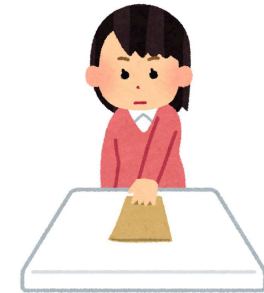
各施設様 → 保護者様

認定申請の手続き（１）
に記載の書類を
保護者様に
配布してください



保護者様 → 各施設様

保護者が作成した
申請書類を
各施設様で
お受け取りください



各施設様

各施設様において
「新入園児一覧」を
ご作成ください
※フォーマットは別紙⑦



各施設様 → 札幌市（事務センター）

各施設様から
・申請書類
・入園児一覧 を
札幌市へお送りください



申請書提出・問合せ先

提出先	子ども・子育て支援事務センター
住所	中央区北7条西13丁目9番1塚本ビル7号館7階
電話	011-211-2626
開所時間	祝日、12/29~1/3を除く月曜~金曜日 9時00分~17時30分

世帯状況調査 ※例年5～7月頃

保育の必要性を確認するお子さん（施設等利用給付認定新2号・新3号認定を受けたお子さん）へは、「ご世帯の状況が変わっていないか」確認するための調査を行います。配布等のご協力をどうぞよろしくお願いいたします。

札幌市 → 各施設様

調査が必要なご世帯分の調査書をお渡しします



各施設様 → 保護者様

札幌市からお渡しした調査書（封かん済み）を保護者様にお渡しください



保護者様 → 各施設様

保護者が作成した調査書類を各施設様でお受け取りください



各施設様 ← 札幌市（事務センター）

札幌市が各施設様へ調査書類を回収しに伺います

